

平成30年9月定例会 次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会(付託)

平成30年10月2日(火)

[委員会の概要]

原井委員長

ただいまから、次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会を開会いたします。(10時33分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

医療介護総合確保促進法に基づく平成30年度県計画(医療分)の概要について(資料①)

久山保健福祉部長

保健福祉部から、1点御報告をさせていただきます。医療介護総合確保促進法に基づく平成30年度県計画(医療分)の概要についてでございます。お手元に配付の資料1を御覧ください。団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、医療・介護サービス提供体制を確保するため、平成26年度から設置されております地域医療介護総合確保基金でございますが、平成30年度の医療分につきましては、国全体で934億円が確保されており、徳島県には、次世代人材育成・少子高齢化分として、約4億9,000万円、うち在宅医療推進事業として約1,000万円、医療従事者養成確保事業として約4億8,000万円が配分されております。この基金で実施する事業につきましては、徳島県地域医療総合対策協議会の委員である医師の皆様方などの専門分野の方々に提示し、御協議を頂いており、医療介護総合確保促進法に基づく平成30年度県計画を策定して国に提出いたします。主な事業でございますが、在宅医療推進事業における、在宅医療を支える体制整備といたしまして、在宅医療・介護コーディネーター事業、在宅医療普及啓発事業。医療従事者養成確保事業における、医師の地域偏在対策のための事業といたしまして、地域医療支援センター運営事業、臨床医確保対策推進事業。それから、看護職員等の確保のための事業といたしまして、病院内保育所運営補助事業、へき地看護職員確保・定着推進事業。医療従事者の勤務環境改善のための事業といたしまして、小児救急医療体制整備事業、小児救急電話相談事業などを盛り込んでおります。

保健福祉部からの報告につきましては、以上でございます。よろしくお申し上げます。

原井委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

川端委員

私からは、保育料の無料化を第二子まで拡大するという件について質問をしていきたいと思っております。県民環境部から新規事業として、新たな子育て支援策の展開という資料を頂いております。それです、この9月補正で提案されております保育料の無料化の第二子への拡大について少し気になることがございます。

本県は本年10月に、国が実施する保育の無償化を1年前倒しをして一部先行実施するというふうな方針でございますが、まずはその内容について説明を頂きたいと思っております。

中川次世代育成・青少年課長

ただいま、川端委員から、国が実施いたします幼児教育・保育の無償化、これを前倒しで行う本県の助成事業についてというようなことでの御質問でございます。

委員からお話のありましたとおり、国におきましては来年の10月から、0歳から2歳児については非課税世帯に限定して、3歳から5歳児は全面的に保育料等が無償化されるという状況になってございます。そういった前提の中で本県の課題と言いますか、現状を振り返ってみますと、この6月に人口動態統計が発表されて出生数の減少になかなか歯止めが掛からないという状況の中、そしてまた合計特殊出生率も平成17年に1.26まで底を打った後、上昇基調にはあったわけなんですけれども、ここ二、三年、その停滞感が見られるという状況がございました。そういったこともございまして、国は1年後ということになるんですけれども、それを待たずして1日も早い効果の発現ということを求めまして、現在徳島県におきましては第三子以降を独自に保育料の無料化の対象とするといった助成事業を行っておりましたが、こちらにつきまして、今回の10月から第二子へ拡大しようということで1億5,000万円の予算をお願いしているものでございます。こちらにつきましては、国が全面無償化するというのが3歳から5歳ということでもありますので、対象年齢は3歳から5歳としておりまして、保育所の場合で申しますと、所得制限といたしまして世帯年収が約640万円というような形での所得制限についても現行の制度を維持した形で対象を第二子に拡大していこうと、こういったことをお願いしている予算でございます。

川端委員

国の無償化に関しましては、国からの発表当初からも、ニーズが増大するのではないかとということで待機児童が増えるのではないかと、まずは無償化よりも先に待機児童の解消をするべきだというふうな意見もあったように聞いております。本県におきましては待機児童が昨年よりも大幅に減少したとはいえ、まだ解消には至っていないと。そうした中での保育無料化を第二子に広げていくということでございますが、待機児童の増加は心配ないのでしょうか。本県の状況についてお尋ねをしたいと思っております。

中川次世代育成・青少年課長

ただいま、川端委員から無償化をすることによって待機児童が増えるのではないかとというような御懸念をお示しいただいたところでございます。この待機児童の中心年齢というのが今回は対象としておりません0歳から2歳児が中心になっております。今回、無償化いたします3歳から5歳児というのは、保育士の配置基準も20人に一人とか30人に一人と

ということで、0歳児であれば3人に一人と極端に配置基準が違うんですけれども、そういった形での配置基準の設定もございまして、待機児童が発生しにくい年齢層ということになっております。例えば、今回、先ほど御紹介いただいた33名という、この4月の待機児童のことで申し上げますと、その33名のうちの32名は0歳から2歳児ということで、今回対象としない年齢層ですが、3歳から5歳児というのは1名だけということでありました。通常、待機児童が多く発生するような市町村にも聞き取りも行っているところなんですけれども、現在のところでは、特に10月時点でそのことによって大きな影響は見られる所はないとお聞きしております。

ただ、そうは申しましても来年10月になりますと、第一子も含めまして全面的な無償化が始まることにもなりますので、本県としてはその段階的实施ということで、一気に拡大がないようにというので、まずは第二子に拡大してその状況も見据えながら、次の対応が取れるというようなことで、需要拡大の分散化にもメリットがあるのかなと今回の施策については思っております。そういった形で懸念はやはりございまして、市町村とも緊密に連携を図りながら待機児童が発生しないように注視してまいります。そして当然、受皿確保ということで施設整備については、市町村と連携しながら計画的に進めてまいりまして、待機児童が発生しないように今後も注視して取り組んでまいりたいと考えております。

川端委員

待機児童は発生しないんだということで少し安心をいたしましたけれども、やはり受皿がたくさん用意されますと、それじゃ私も預けてみようかなといった動機にもつながっていくわけでありまして、この待機児童が発生しないように今後とも注視していきたいと思っております。それには、この施設整備もさることながら、保育人材の確保ということが非常に重要になってまいります。せっかく施設を整備いたしましても、保育士の不足で定員まで預かれないということがあるのでは意味がありませんので、人材の確保についてこれからのように取り組んでいくのかお伺いしたいと思います。

中川次世代育成・青少年課長

ただいま、川端委員から保育人材の確保に向けてどのように取り組んでいくのかという御質問でございます。委員のおっしゃるとおり、施設整備と保育人材の確保はこれは正に車の両輪でございまして、両方合わせて実施していかないと効果は得られないというふうに考えております。そうしたことから、これまでも保育士を養成するための修学資金、学校に通うためのお金といったものとか、あるいは資格を持っているが現在は働いていない保育士さん、そういった方が新たに就職するような場合の準備金。そういったものを貸付する制度を作っておりますので、この貸付制度については一定期間、県内の保育施設で働くこと返還免除になるんですけれども、そういった制度も設けております。

また、保育士を目指す大学生等に、実際にその保育の現場とはどんな所なんだろうというようなことを実体験をもって体感してもらおうということでの保育フェアでありますとか、実際に保育所に行って職場体験をしていただく、そういった事業も実施しているところでございます。

それからさらに、今年度から新たに、保育士さんが結構職場が大変で辞めていく方もいらっしゃるというようなそういった話も現場ではよくお聞きしていますので、巡回指導員というような形で、保育施設を訪問いたしまして相談に応じたり、あるいは助言等を行って、そういった勤務環境の改善などを図るような取組を始めたところでございます。さらには、その潜在保育士、先ほども申し上げましたとおり、現場に復帰していただくというようなことで、求人情報を適切に提供していくための人材バンク機能の強化というようなものにも取り組んでおります。

そして、保育士の業務負担軽減という意味では、その保育士を支援するような職種ということで、保育士の資格は持ってないんだけど、周辺業務、補助ができるような子育て支援員、そういった方の研修事業という養成を行ってございまして、そういった方を雇う経費についても助成するような形で保育士の処遇改善、勤務環境改善を図っていかうというような新たな助成制度も創設したところでございます。

そういった形で保育人材の確保につきましても積極的に取り組んでまいりまして、引き続き待機児童の解消を目指してまいりたいと考えているところでございます。

川端委員

今、子育て支援員というふうなことおっしゃいましたですかね。これは、保育士をサポートするという立場だと思いますけれども、どのような養成の状況になっていますか。これは国家試験であるとか認定試験であるとか、県の何かの基準があるんでしょうか。

中川次世代育成・青少年課長

ただいま、川端委員から子育て支援員とはどういうものか、どういった養成の状況なのかというような御質問でございます。そもそも子育て支援員の制度につきましては、平成27年4月に本格施行されました、子ども・子育て支援新制度、その制度の中で子育て支援サービスの拡充に伴いまして、人材確保が必要になるということを踏まえまして、国のほうで制度として確立されたものでございます。

保育あるいは子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業に従事することを希望する者を対象として、研修を修了した者を子育て支援員という形で認定をすることによりまして、この分野で活躍していただくということでの創設、要は人材不足をいかに防ぐかというようなことで新たに導入されたものでございまして、具体的には、国が示しておりますシラバスによります全国共通の研修課程ということで、都道府県又は市町村等が実施する子育て支援員研修。こちらを修了した者を全国で通用する資格と言いますか、そういった形で子育て支援員として認定しているところでございまして、こちらにつきましては、小規模保育とか家庭的保育、一時預かり、事業所内保育、ファミリーサポートセンター等々で従事可能とするような、そういったものとなっております。その研修の修了者ということで申し上げますと、平成27年から3年間順次実施しているところでございますが、各年200名前後ということで養成をしております、3年間で600名超ぐらいの養成者数ということになってございます。

川端委員

私も初めて子育て支援員という立場の職があるというのを聞いたんですが、医療での看護師がいたり、それから准看護師がいたり、それから看護補助者と、言わば正式なライセンスがないような方もいるんですが、この補助者に当たるわけですね。ですからこれはどこかで試験を受けてなるという立場ではなくて、単なる研修程度のものでこの立場になれるんですか。

中川次世代育成・青少年課長

先ほども御説明させていただきましたとおり、保育士の周辺業務あるいは補助をするというような目的を持っておりまして、こちらにつきましては先ほど申し上げましたとおり、子育て支援員研修というような形で、国が共通で示しております研修課程、シラバスを修了した者を認定するという制度になってございます。

川端委員

正規の保育士の方と支援員とはどこが違うんでしょうか。例えば食事の介助なんかは一つ間違えば誤嚥^{ごえん}につながったり事故にもつながるんですが、この支援員の方というのはどの程度まで求められているんですか。

中川次世代育成・青少年課長

子育て支援員の方については、専門の研修を受けている方でございますので、業務内容的にはほぼ保育士さん同等の業務を行うことはできるんですけれども、ただ先ほど、配置基準という話を申し上げたかと思いますが、一人の子供を預かるのに何人保育士が必要という基準には算定できないことになっている。業務内容的には、ほぼ同様の業務は行えるというようなことにはなっておりません。

あと、最近整備が進んでおります企業主導型保育事業というのがあるのですが、こちらは主には自分の会社の従業員のための保育施設ということにはなるのですが、こちらのほうで地域枠というような形で一般の方も預かれるという、国が待機児童解消の新たな目玉ということで整備を強力に進めているところなんですけれども、そういった企業主導型保育事業の中で申し上げますと、配置基準の半分については、子育て支援員の方で代替できますという、そういう制度にもなっておりますので、正に、保育人材不足の解消に大きくつながるような職種であるというふうに考えております。ですので、今後とも引き続き子育て支援員の研修についても、積極的に展開しまして多くの方に子育て支援員研修を修了していただいて、先ほど保育士不足のところでも若干御説明申し上げましたように、そういった方を現場に雇っていただこうと、それによっては保育士さんの負担軽減を図ろうというようなことで、そういった制度も活用しながら今後とも保育人材の確保につなげていきたいと考えているところでございます。

川端委員

分かりました。そういう新たな職種が生まれているというのは、初めて聞かせていただきましたが、保育士さんをサポートするという意味では非常に重要な役割かなと。それがひいては待機児童をできるだけ少なくするというほうにも働くと思いますので、どうかこ

れからも是非、力を入れてやっていただきたいと思います。

もう一点、今日はマリッサとくしまについて少し質問したいと思います。南委員が先の一般質問でされたと思いますけれども、徳島の結婚支援事業についてでございます。今年度のこの委員会で愛媛県に視察に行ってみりまして、愛媛県の結婚支援センターを視察いたしました。愛媛県では平成20年度、もう10年も前から結婚支援事業を開始しております。今年7月現在のお見合いの登録者数は1,700人。これはすごい数です。それから成婚報告数はもう少しで1,000組というふうな状況で、大変大きな成果を上げているようでございます。それに対して徳島では、まだ2年少々でございますので、マリッサとくしまもこれからだなどというふうに思いますけれども、これから登録者数、それから成婚者の数も増やしていかなければなりません、現状についてお尋ねしたいと思います。

中川次世代育成・青少年課長

ただいま、川端委員から、本県のマリッサとくしまの登録者数、そして成婚数の御質問でございます。8月末現在で申し上げますと、1対1のマッチング、いわゆるお見合いの登録者数については775人、成婚報告数についても15組ということなので、まだまだ愛媛県には大きく水をあけられているという状況にはなっております。

ただ、委員におっしゃっていただいたとおり、2年ということでもございますので、今後は頑張っていきたいなと思うんですが、まず第一義的には登録数を増やしていくということが、最大の課題ではなかろうかというふうに思っております。魅力的な婚活イベント等を多く開催するなどする中で、多くのカップルの方を成立させて、更には成婚に結び付けていくというようなことで、今後も積極的に事業を展開してまいりたいというふうに考えております。

川端委員

先日、9月の初旬だったかな、ついでありましたのでこのマリッジサポートセンターに訪問をいたしました。センター長から現状について、少し説明も頂いたんですが、登録者の年齢が50歳以上の方がいると言うんですね。これは少し意外でございましたが、30、40代が中心というふうなことでございますけれども、この年齢の割合について御報告いただきたいと思います。

中川次世代育成・青少年課長

ただいま、川端委員から登録会員の年齢層がどうなっているのか、どのような割合になっているのかという御質問を頂いております。まず、最も登録者数が多いのが30代ということで、結婚に向けて希望している方々だろうと思っておりますが、30代が5割を占めているというような状況で、最大の数、割合ということになります。それから、40代が3割程度ということになっておりまして、更には残り20代とか、先ほど委員のおっしゃっていただいた50代以上という方も一定数登録を頂いているということでございます。こういった形で様々な年齢層の方に御登録を頂いて、いろんな方に御対応し、出会いの場が提供できるようにというようなことで、幅広い年齢層の登録者数を増やすように今後も頑張ってみようかと考えているところでございます。

川端委員

想像してもそんなところでしょう。30代、40代ぐらいの方が将来結婚しようかなと思う年齢の上限かなと思いますけれども、それ以外にも20代とか、そういった若い世代の皆さん方をこれからいかに結婚していただくようにするかということが大事ではないかと思えます。今の報告では幅広いなというふうに感じました。愛媛県でも30代というのは5割弱、40代が3割というふうなことで、本県と似たような状況ではないかと思えます。やはり30、40代の方ぐらいまでが結婚の意欲が強いんだなというふうなことが確認できました。そうした30、40代にこれからもターゲットを絞ってやっていくのも一つの方法だと思えますが、今後マリッサの方針としてはどのようなことをお考えになっておりますか。

中川次世代育成・青少年課長

ただいま、川端委員から、30代、40代にターゲットを絞ってというようなお話も頂戴したところでございます。昨年度、県が実施いたしました独身者向けのアンケート、こちらのほうで、今すぐ結婚したいとか、あるいは二、三年以内に結婚したいというような形でお答えいただいた方の割合が、男女共に30代が一番高いという状況で6割を超えているという状況になっておりました。こういったニーズの高い層を厚くすることによりまして、選択の幅が広がって、そのことによってカップルになる可能性も高めていくということで、そのターゲットを絞った戦略というのは、大きな効果があるのではなかろうかなというふうには考えております。

ただ、一方でいつか結婚したいというような漠然とした結婚願望、すぐにとということではないんだけど、将来的には結婚したいというような、そういうお答えを加えますと、20代が漠然とした結婚には夢を持っているというようなこともあろうかと思えますが、9割近い方が、そのようなお答えをしております。ですので、こういったニーズについても対応していく必要が一方ではあるのかなというふうに考えております。

ただ、そういった方は、なかなか1対1のマッチングというようなところでは対応は難しいというようなところも考えておまして、もう少し気軽に参加いただけるような形で婚活イベント、こちらのほうを若い方にも対応できるような形で展開をいたしまして、そういったマッチングとイベントという二本柱をうまく組み合わせる中で、幅広い年齢層での出会いの場の提供、そして最終的には成婚につなげていければと考えているところでございます。

川端委員

若い20代ぐらいの人にはイベントで出会いの場を作っていく。そして、30、40代になってくるともう切羽詰まっているというわけではないですが、身近に感じますから、そういうような方はマッチングという形で見合いをしていただくというふうな方針だと理解をしております。

それでは最後に登録者数の増加に向けて、現在2周年記念のキャンペーンを行っているということですが、この2周年記念キャンペーンの具体的な内容、そして現在のところの手応えについて伺います。

中川次世代育成・青少年課長

ただいま、川端委員からマリッサとくしまで行っている2周年記念のキャンペーン、その具体的内容と手応えをというような御質問でございます。7月末をもちまして、開設から2周年ということでございまして、2周年記念と銘打って7月末から12月までの期間限定ということでやっていますが、通常2年間で1万円という登録料を2,000円割り引きまして8,000円にする。更には県内で広く使えるクーポンブックもお付けいたしまして、広く活用していただくというようなことで行っているところでございます。そういったことで、登録者数の増加というのが課題ということで申し上げましたので、そこをどうやって増やしていくかということで、こういったキャンペーンを展開しているところであります。このキャンペーンを契機に、これを素材としまして、テレビですとか映画館、こういったところでCM放送を行ったり、あるいは新聞とか雑誌等での広告掲載、更にはラジオ番組もFM局で持っていたりしてまして、そういった形で広く情報発信を行う、更に強化していくというようなことでの取組を展開しているところであります。

7月末から始まっての手応えとしまして、8月の1か月間で新規登録者数がどれぐらいあったのかというのを調べてみましたところ、56人ということなんですが、この56人という数字、これは開設直後の、一番登録者数が急激に増えていっていた時の増加率に匹敵するようなものでございまして、ちなみに9月はまだ途中経過ということではありますけれども、9月もこれぐらいの率で伸びているというような手応えも感じつつあるかなと考えております。そういったことで、引き続き広く情報発信に努めるとともに、企業とか団体、そういった方にも営業活動等で回らせていただいて、登録者数を更に増やしていこうというようなことで取組を展開してまいりたいと考えているところでございます。

川端委員

しっかり頑張っているなというふうに感じました。やはりいかにたくさんの方に登録してもらえるかということが、まずは入り口として非常に重要だと思います。ですから、マリッサとくしまというのが、えっ何それというふうに言われたいような、皆さん方にマリッサと聞けば婚活なんだなというふうに多くの県民の皆さん、特に若い方々に認識していただけるように努力をしていただきたいと思います。

8月は56人の新規登録があったということで、これは大変喜ばしいことだと思います。是非、今後ともしっかりマリッサとくしまを、まずは県民に広く十分知っていただく、そしてマッチングにつながりますように期待を申し上げて終わりたいと思います。

達田委員

続きになるかと思うんですけれども、子育て支援策ということでお尋ねをいたします。新規事業で、とくしま在宅育児応援クーポン事業というのが行われたということで、事前委員会でもお尋ねをしたんですが、先ほど、御答弁で待機児童のことはお答えになりましたので、そのことに関連してお尋ねをするんですけれども、0歳、1歳、2歳と、この間はお家で見たいんだという方はそれでいいんですけれども、育休が明けたら預けたいんだと、だけれども、育休が明けたけれども見てくれる所がないというような状況があるかと

思うんですけれども、0歳、1歳、2歳児に対応する保育所というのが、どれぐらいあと必要なんでしょうか。

中川次世代育成・青少年課長

ただいま、達田委員から0歳、1歳、2歳の方を預けるための保育所がどれぐらい必要なのかということですが、今、0、1、2歳児で、この4月時点で32人待機児童が出ているんですけれども、32枠をどこかで確保したら解消するかというと、それもなかなか難しいところではございまして、市町村においては計画に基づいてしっかりと整備を進めていただいておりますし、先ほども申しあげました企業主導型保育事業なども一定数整備が進んでいるというような状況にもなっております。そういった中で、整備というのも受皿の確保というのも、先ほど御答弁させていただいたとおり、引き続き進めてまいりますし、人材確保も、先ほども御答弁させていただきました。こういった二つの待機児童解消に向けた車の両輪というような形で引き続き事業を実施いたしまして、1日も早い待機児童の解消につなげるように今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

達田委員

どうしてもですね、最近は産休明けで預けたいと思う方はあまりいなくて、育休を取ってからというのが多いかと思うんですけれども、育休が明けるとするのは4月とは限らないわけで、1年中ずっと産休明けの方がいらっしゃるわけですね。でもすぐには入れないというような状況があるわけですね。先ほどおっしゃった32人は、4月時点ですので、これが調査ではあと10月しか調べてないということなんですけれども、私は少なくとも年に4回ぐらい調査をして、保育園に入れなくて子供がどれだけいるのかというのを、もっと正確につかんでいく必要があるんじゃないかと思うんですけれども、それはいかがでしょうか。

中川次世代育成・青少年課長

どれくらいの方が待機になっているのかということのを随時つかんでいってはどうかという御質問でございます。実は、先ほど委員からおっしゃっていただいた、10月と4月というのは、これは、国のほうで画一的に行っております全国調査ということで、全国比較という数字も出たりということにはなっております。ただ、県内におきましては、待機児童が発生している市町村、あるいはそうでない市町村も含め、様々な機会を捉えまして施設整備の進捗管理というか、空き状況等の管理ですとか、あるいは先ほど申しあげましたとおり、企業主導型保育事業というのが大分整備が進んでおります。そういった形での空き情報、認可保育所が一杯でも企業主導型に若干空きがあればそちらを紹介してくださいというようなことで、市町村にはお願いしているところでもありますので、そういった形での空き情報の情報提供というようなものも随時行いながら、待機児童が解消できるようにということで市町村と連携しながら取組を展開しているというようなところでございます。

達田委員

施設がどんどんと作られて立派な施設が作られても、結局保育士さんが不足しているの

で、せっかく定員増の施設ができて定員が増やせないというような、受入れができないというような状況が、これは全国的にこういう状況があるということなんですけれども、これまで保育士さんの処遇があまりにも他の職種に比べて低いんじゃないかというようなことが言われておりました。私どもも阿南市のほうでも、保育士さんにどういう状態で働かれているのかという調査を昨年したんですけれども、保育士となって40年ぐらいの方のお給料が20万円ぐらいということなんですよね。パートで働いておりましたも時給1,000円に満たないというような、そういう状況で働いていると、命を預かっている仕事にしてはあまりにも低いお給料で働いているということで、これで本当に人が来るのかなという心配があるわけなんですけれども、募集をしてもなかなか人が来てくれない、こういうふうなことをお聞きしております。やっぱり処遇改善というのは、本当に急いでやらなければならない取組だと思いますし、県のほうも処遇改善ということでいろいろ予算にも出てきているんですけれども、今現在、保育士さんの給与というのはどういうふうに改善されているのでしょうか。

中川次世代育成・青少年課長

ただいま、達田委員から保育士の処遇改善について御質問を頂戴しております。国におきましても、この保育士の処遇改善というのは大変重要な課題というふうに認識をしております。もちろん県としてもそのように考えているところでございますが、国においても随時処遇改善というのを行ってきているところでございます。例えば、保育士の給与の基準額と言いますか、その施設の運営費の中での保育士さんの給与相当額というような公定価格みたいなものがございまして、そういったものの中で処遇改善等が行われているところでございまして、平成27年度で3パーセントの改善。それプラス人事院勧告のベースアップ分相当というようなことで、1.9パーセントの上乗せが行われている。平成28年度については改善部分はなかったんですけれども、人事院勧告によるものということでの1.3パーセントの増額。平成29年度においては、2パーセントの改善が行われた上に、1.1パーセントの人事院勧告のベースアップというようなことになっております。

さらには、平成29年度からキャリアアップ研修の受講を要件とするような形ではありませんけれども、経験年数が一定期間を超えるような方について、例えば7年以上の場合で研修を受けた中堅職員に対しては月額4万円ありますとか、あるいはその経験年数がおおむね3年以上の場合には、研修を経た上で月額5,000円の追加で処遇改善とするような新たな処遇改善策についても行われているところでございます。そうは申し上げましても、先ほど、委員からも御紹介いただきましたように、月額給与水準で申し上げましても、平成29年の厚生労働省の賃金構造基本統計調査というのがございまして、それによりますと全産業が40万円ぐらいなのに対して、保育士さんが29万円弱ということで10万円少々の差があるということも現実としてはございます。そういった中で、保育人材の確保がなかなか進まないのではないかとということもございまして、そういったことでの処遇改善というのは、引き続き国へも要望してまいりますし、事業所においてもきちんと処遇改善が行われるように適切に見守ってまいりたいというふうに考えております。

達田委員

是非ですね、お給料の面等で処遇が改善できるように、国に対してもきちんと制度をもっともっと良くしていただくようにという要望を続けていただきたいと思います。

それともう一点は、給料はもちろん安いんですけども、保育の仕事そのものが非常に体に負担になるんですね。保育士さんというのは専門の勉強をしております、子供が好き、子供に関わって仕事をしたいという、そういう情熱のある方がほとんどなんですけれども、やっぱり仕事がきついために辞めてしまうという方も残念ながらいらっしゃるんです。例えば、1歳児のクラスで担任一人が6人も見なければいけないというようなそういう状況なんですよ。よちよち歩きの赤ちゃん、まだ歩けないはいはいしている赤ちゃん、6人を一人で見るとというのは本当に大変なことなんです。そして、3歳、4歳、5歳とこれが20人30人と増えていくわけですよ。一人が見る数というのが、小学校の生徒よりも多いんですよ。だからどれだけ本当に体に負担が掛かっているか、精神的にも大変かということが分かるんじゃないかと思うんですけども、そういう保育基準、それを国が見直していくべきだと思うんですけども、段々と規制緩和と行ってやっぱり一人が見る数はそのままいいとか、部屋の広さももっと狭くてもいいとか、そういうふうに規制緩和していくんです。保育の質に関わってきます。ですから、国に対してもっと自治体として現場の声というのを上げていく必要があると思うんですけども、徳島県としては保育現場の声というのをちゃんと掌握して国に上げているんでしょうか。

中川次世代育成・青少年課長

ただいま、達田委員から配置基準の、国の基準が適正なのかどうかとか、あるいは保育の質について県としてどう考えているのかというような御質問を頂いております。

まず、保育の量の確保と質の向上というのは、これは正に車の両輪ということでございまして、そういった形での必要性というのは十分認識しているところでございます。それと配置基準の話で申し上げますと、今、3対1というのはなかなか大変なのでもう少し基準を厳しくしてというような、極端に言うと2.5対1とかそういうことになってくるのかなとは思いますが、こちらにつきましては国からもそういった形での上乘せ基準を設定することによりまして、待機児童の解消に若干支障が出てくるというようなこともございますので、そういった上乘せについてはできるだけしないようにというような方向で国からも通知が来ているというようなそういう状況もございます。そういった中で県としても、もちろん質の向上というのは大変重要なものであるというふうには考えているところでございますが、先ほども答弁をさせていただきましたとおり、保育人材の確保、あるいは待機児童の解消の為に、その部分については、まだ今は要件を厳しくしていく段階ではないのではないかなというふうには考えているところでございます。

引き続き、そういった形で待機児童解消にはつなげていくんですけども、一方で保育士さんの負担が大きいというようなお話もございます。そういったことにつきましては、先ほども御答弁させていただいております子育て支援員というような形で、こちらも質は下げないようにということで、一定の基準を満たした研修を受講した方を対象に、保育現場で保育の業務に従事していただくことによりまして、保育士さんの負担軽減を図っていくというような取組、それにつきましては、本県としましては、それが更に進むようにということで助成制度を設けまして、保育現場に子育て支援員が広く浸透していくような形

で対応をしておりますし、そういったことで極力質を下げないような中で待機児童も発生させない、その辺のバランスを取りながら積極的に施策のほうを展開していきたいと考えているところでございます。

達田委員

今、このとくしま在宅育児応援クーポン事業というのが、0歳から2歳に関してのクーポン事業なんですけれども、この0, 1, 2歳を家で見てくれたら行政は助かりますよね。保育単価の高い子供が家にいてくれたら助かるというような一面、そういうふうな見方もできるんですよね。しかし、働かざるを得ない方、働きたいという方、そういう方のほうが今はどんどん増えてきているわけですから、その声に応えていかなければいけない、そのためには人材も確保して子供たちをきちんと見られるようにしないとイケないと思うんです。自治体によれば4対1であるとかあるいは3対1であるとか、頑張っただけでそういうふうになっているところもありますけれども、相変わらず国の基準というのは6対1で変わっていないんです。ですから、大元の国の基準を見直してもらおうというのがとても大事だと思いますので、是非、県もそういうところの声を上げていただきたいと思います。

それから、育休の退園問題というので、私もあちこちで保育問題についてお尋ねすると、そのことを言われるんですけれども、育休を取りましたと、そしたら上の子供さんは保育所を一旦辞めてくださいということで、結局産まれたての赤ちゃんも1歳、2歳の手の掛かる子供も一緒に見ないといけない。昔のようにおじいちゃん、おばあちゃんがいる大家族というのが少なくなってしまって、保育を手伝ってくれる人もおりません。お母さん一人で結局上の子に手が掛かってしまって赤ちゃんを放ったらかしにせざるを得ない。これ何とかならないでしょうかというような御相談を何人もからお聞きするんですけれども、この育休を取ったら上の子は退園というのはちょっとおかしいと誰もが思っていると思うんですけれども、今の徳島県の現状ではどうなんでしょうか。全ての市町村でそうなんでしょうか。

中川次世代育成・青少年課長

ただいま、達田委員からいわゆる育休退園の点について県内の状況がどうなのかというような御質問を頂いております。まず、県内の市町村におきましては、その対応は様々なところでございまして、一部には原則的に継続利用を認めていないというような所もございしますが、逆に、特に条件を付けずに継続利用を可能としている所もございします。さらには、先ほど委員がおっしゃいましたとおり、0歳児を抱えて大変ということから、産まれた下の子が1歳になるまでについては認めましょうとか、あるいは上の子が翌年度に小学校とか幼稚園に入園を控えている場合には、そのまま継続的に利用を可能とするなど、そういった条件を付けている所もございします。そういった形で様々に対応をしているところではございしますが、ただ、原則的に継続利用を認めないというような市町村におきましても母子の健康状態ですとか、あるいは家庭環境の状況などによってその都度判断しまして、継続利用を認めているというような話もお聞きしているところでございします。

実は、国のほうからも子ども・子育て支援新制度が導入されるに際しまして、育休退園の問題については、例えば次年度に小学校入学を控えるなど、子供の発達上環境の変化に

留意する必要がある場合、あるいは保護者の健康状態や子供の発達上、環境の変化が好ましくないと考える場合など、市町村が児童福祉の観点から必要と認める時には、保育の必要性に係る事由ということで保育認定をしてもよろしいというふうな通知も出ておりますので、そういったものが徹底されるよう、我々としてもきちんと市町村と連携を図りながら対応していきたいと考えているところでございます。

達田委員

育休を取ったら退園してくださいというのは、その自治体ごとの方針でされていると。退園しなかったら国からペナルティーがあるとかそういうことではないんですね。そこをもう1回お願いします。

中川次世代育成・青少年課長

ただいま御質問を頂いた、この市町村の対応については、国の基準に則って行っているのかという御質問かと思えます。こちらにつきましては、それぞれ市町村において柔軟に対応していただいているところでもありますので、それについて何らかのペナルティーうんぬんということではないものと考えております。

ただ、先ほどの答弁にも関係してくるんですけれども、やっぱり待機が多いような所については、家庭で見られる状況でしたら見ていただきたいというようなこともありますので、極力必要な方に譲ってくださいという趣旨ではなかろうかと思えますが、繰り返しになりますけれども、母子の健康状態等々を勘案した上で継続利用を認めていただいているということでの現在の状況であると認識しております。

達田委員

国は、子育ても仕事もとか、女性活躍とか言われますけれども、バリバリ働きたいと思っても、その環境が整わなければなかなか働くこともできないんですよ。ですから、今ずっとお話を聞きますと、保育所の施設そのものが不足しているという場合、それから人材が不足しているというのは、誠に大きな要因だと思うんですね。ですからその人材をきちんと確保できるような状況を整えて、そして安心して子供を預けられるという、そういうふうな徳島県になっていただきたいなということでお願いをしておきます。

次に、高齢者の問題なんですけれども、医療介護総合確保基金事業ということで、これは地域介護総合確保施設整備事業ということで、施設の整備をしますよという、そういう予算が今回も出ているんですけれども、この施設も高齢者の施設も結局人材がなかなか確保できないというようなことで、実は2017年度の介護労働実態調査というのを介護労働安定センターが行っているんですけれども、施設の職員さんの業務上の事故の経験が32.9パーセント。それから、もしかしたら事故になっていたかもしれないというヒヤリ・ハットの経験が72.5パーセントというような数字が出ております。

それで、人手不足のために現場の経験が乏しい無資格者の採用が増えて、技術の指導や教育が追い付かない現状があるということが背景になっているんじゃないかと言われてるんですけれども、徳島県内の状況はどうでしょうか。

小林長寿いきがい課長

ただいま、達田委員より徳島県内における介護施設等の人材の状況ということで御質問を頂きました。申し訳ございませんけれども、今現在の詳しい不足の状況については県のほうでは把握はできておりません。ただ、厚生労働省がこの5月なんですけれども、団塊の世代が75歳以上になる2025年度、この時点で介護職員がどのくらい不足するかということで推計を公表しております、本県につきましては約1,400人が不足するというふうな状況であります。

達田委員

介護のほうも現場の働く人が少ないということで、入りたい人がなかなか入れないというような状況もお聞きしておりますが、この調査によりますと従業員の過不足状況というのが調べられているんですけれども、平成28年度に、例えば大いに不足しているという施設が8.6パーセント、不足しているというところが23.1パーセント。やや不足というところが30.9パーセントで全体の不足感が62.6パーセントでした。

それが、平成29年度になりますと、大いに不足が9.6パーセント。不足しているが24.4パーセント。やや不足しているが32.6パーセントで、平成29年度の不足感というのが66.6パーセントに右肩上がりになっているんです。上がるというのはいささか良くないことなので人材を確保しなければいけないと思うんですけれども、それについての取組、予算とかいろいろ出ていますけれども、どういうふうにこれを解消していっているのか、徳島県の取組についてお尋ねをいたします。

小林長寿いきがい課長

ただいま、達田委員より介護人材の確保について、県でどのように取り組んでいるのかという御質問を頂いております。まず、本県につきましては、高齢者の方が住み慣れた地域において必要な介護サービス、それを安心して受けられるためには人材の確保、それから定着、そこは非常に極めて重要であるというふうに認識しております。そこで、介護人材の確保に当たりましては、まずは介護職員の賃金アップにつながる処遇改善、こちらの加算の更なる拡充に向けた政策提言等を行わせていただきました。その結果、介護職員一人当たり月額3万7,000円相当の増額の改定が行われたところでございます。

また、昨年度からでございますけれども、介護の現場、こちらの業務から、例えばベッドメイキングであったりとか、食事の配膳、そういう周辺業務を切り分ける、徳島県版の介護助手制度を創設をさせていただいて、昨年度でございますけれども、38名の方の雇用をさせていただきまして、介護助手という形で働かれたシニアの方が、受け入れられた施設から大変好評を得ておまして、今年度につきましても規模を拡大して事業展開をし、更なる普及と定着を図りたいというふうに考えております。

また、介護人材の裾野の拡大でありますとか、新人とか若手職員の離職の防止、それから定着といたしまして、徳島県のシルバー大学校におきまして、介護の基礎的知識を学ぶ地域貢献デビュー講座というのを開講しております。

また、小学校、中学校それから高校生や一般の方、こちらの方を対象とした、介護講座の開催でありますとか、介護の職場体験の実施、それから介護職員の方は負担があるとい

うようなところもございますので、介護ロボットの活用による職員の負担軽減でありますとか、新人の職員の方へのOJTということで、県でも制度を導入しておりますけれども、メンター制度ということで精神的なサポートをするために専任の職員を設けるというふうな制度の導入の支援なども行っているところでございます。

達田委員

いわゆる元気な高齢者の方にサポートしていただくとか、それも本当に必要なことだと思うんですよね。働きがいもあるし、人生経験豊かな方がこういう所で働いていただくということは、入所されている方も安心されると思うんです。ただ、一番大事なのは意欲を持って若い方がこういう職場に入ってきて、その方がずっと続けていただくということがとても大事だと思うんです。定着をしていただくということが大事だと思いますので、その若い方が定着できるように、先ほど保育のほうでも言いましたように、処遇改善、それから給与の改善とかそういうところで是非、取組を進めていただきたいと思います。

それで、介護問題に関しましては、2014年に法改正がありました。その時に、要支援1、2と認定された人の訪問介護、訪問ヘルプとか通所介護、デイサービスが介護保険の給付からは外されました。要支援者には保険給付に代わって自治体から代替サービスが提供されますけれども、そのサービスを担う新総合事業ということで、各自治体でいろんなことをやっていると思うんです。介護予防とか、日常生活の支援総合事業ということがやられていると思うんですけれども、徳島県内のその事業の水準ですね、いろんな事をやっていますよというその水準が、各自治体ごとで皆同じような水準でやれているのかどうか、その点いかがでしょうか。

小林長寿いきがい課長

達田委員から地域支援事業の中の新たな総合事業ということで、それが県内同じような水準で行えているかというような御質問でございますけれども、この地域支援事業につきましては、改正時に従来相当の介護サービスを行う分と、それと例えば人員基準を低くするとか、そういうことでのサービス、これが通所介護と訪問介護とあるんですけれども、それぞれ分けてしております。少なくとも相当程度の介護サービスにつきましては、24市町村全てで行われているというところでございますので、水準的には改正後も大きな変化はないというふうに考えております。

達田委員

制度が変わっても同じようなことをやられているんですよというのはよくお聞きするんですけれども、報酬単価の低い無資格者のサービスとか、そういう方向へ持っていくというのは否めないと思うんです。新規の申請者というのは、それまで介護認定を受けていた方以外に新しくこういうサービスを受けたいんだという方は介護の認定じゃなくて、簡単なアンケートに答えてチェックリストで状態を判断して、そしていろいろな活動をなさっていると思うんですけれども、今、チェックリストでいろいろなサービスを受けてますよという方はどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

小林長寿いきがい課長

ただいま、達田委員よりチェックリストのほうで支援を受けている方はどのくらいいるのかということでございますけども、このチェックリストに係るサービス受給者に関するデータを探しましたところ、飽くまでも前提条件が付くようでございますけども、介護事業所が行ったサービスのみが確認できまして、市町村等がNPO等に委託している数値はございませんでした。その結果、チェックリストによるサービスの受給者につきましては、訪問型サービス、それから通所型サービス、合わせまして約1,200名程度がチェックリストで受給されている状況でございます。

達田委員

そうしますと、要支援とかそういう認定がされないまま、チェックリストだけでいいわけですから、介護サービスから正に外されている、外れているというような状況が作られているんです。それで、要介護3以上でなければ施設の入所もなかなかできませんよというような状況になってきました。時間がありませんので、また次続けてやりたいと思うんですけども、こうした国の介護切り、保険あって介護なしと言われていたような状況を改善して、皆どんなにお金がなくても、どんなに年金が低くても引かれているわけですから、それに見合う介護がきちんと受けられるような、そういう状況を取り戻さないといけないということを申し上げたいと思います。県もそういう方向で是非頑張っていたきたいということを申し上げて終わります。

長池委員

児童生徒の自殺対策ということでお尋ねしたいと思います。6月のこの委員会でも、教育委員会のほうでSNSと言うんですかね、LINEの相談をするということで、元々は夏休み明けといいますか、統計的に夏休み明けの9月1日が、子供たちの自殺が他の日に比べて非常に高いと。やはり夏休みからまた通常の学校へ行く時にですね、ストレスとかプレッシャーとか原因はいろいろなんでしょうけれども、そういう事象が起きているということはもうここ数年来証明されているわけですし、数字が上がっているということで、それに対応して夏休み明けにLINE相談をするという話でありました。今年まだどうであったか中間的な報告と言いますか、どういうふうな反応であったかというのをまずはお聞かせ願いたいと思います。

安西いじめ問題等対策室長

ただいま、長池委員よりSNS相談事業の進捗状況についての御質問を頂きました。予定どおり、8月21日より中高生を対象にLINE相談を実施しております。本日は8月21日から9月27日、先週木曜日までの相談状況について説明をさせていただきます。相談件数ですが、合計211件となっております、38日間ございましたから1日当たり約5.6件の相談に応じております。相談者の校種別の内訳ですが、中学生が88名、高校生が80名、不明が42名、その他が1名となっております。

それから、相談内容の内訳でございますが、多い順に友人関係が51件、いじめが25件、恋愛に関する悩みが11件、心身の健康・保健に関するものが9件、家庭とか家族に関する

ことが7件、不登校に関することが6件、学業・進路に関することが5件などとなっております。

長池委員

たくさんあったんだなというふうな第一印象でございますが、より詳しくというか、勘違いしてはいけないので、211件あったということで、それは例えば同じ方が次の日も相談してもそれはダブルカウントするのか、一人の方と特定できたらそれが1週間続いても1件とカウントしているのか、それもちよっと教えていただきたいんですが。

安西いじめ問題等対策室長

今回につきましては、いわゆるリピーター、2回以上相談してきた生徒が32名おりました。それにつきましても一応1件ということで計算をしております。2回相談した生徒が18名、3回が4名、4回以上が10名おりました。

長池委員

分かりました。これは、実際、匿名なのかそれとも個人が特定できるというか、どこの学校の何々ですというふうな身分もきちんと明かされておったのか、そのあたりはどういう状況でしょうか。

安西いじめ問題等対策室長

この相談を開始します時に、相談開始をタップしたらその後、学年、性別、相談したいこと、これらを入力した上で詳しい相談に入ってまいります。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり不明42件とございましたように、そういったあたりを入力しなくても相談には応じることにしてあります。性別、学年、相談したいこと、基本的にはそれだけのことを聞いた上での相談になります。しかしながら緊急を要するような相談である場合はできるだけ学校名、学年、氏名等を聞くことになるかと考えております。

長池委員

基本的に名前とかを入力しなくても相談できるというのが、窓口を広くということだと思いますので、それはそれでいいのではないかなと思うんですが、これは何人ぐらいで対応とか、これはどこか違う場所ですしているんですか、学校の先生がしているのではないと思うんですけれども。1日五、六件と言ってもやりとりは何回かあるはずですから、1件につき1時間も2時間も掛かる方もいらっしゃるでしょうし、対応が大変なんですけど、そのあたりの当初の予定と現状というのは乖離かいりがあったのか、想定外があったのか、それともそういうのを補完できるような体制だったのか、そのあたりの相談体制に関してどのようであったかというのを教えていただきたい。

安西いじめ問題等対策室長

まず、相談をしている場所につきましてはですが、この事業委託をしている業者自体は東京の業者になります。SNS相談のこれまで一番実績のある業者になろうかと思っております。

相談を行っているのは、実際にはその会社の大阪の支社で行っております。

相談体制ですが、6名の相談員で対応しております。先ほど1日の相談件数が平均5.6件と申しあげましたので、相談員一人当たり約1件の相談に対応すればよい状態になっております。平均相談時間も約1時間程度であることから、今のところ全ての相談に対応できております。なお、もしも対応できない場合については、急ぐ場合は、24時間子供SOSダイヤルを自動で案内しておりますが、その後時間を置いたり日を改めてメッセージを送るように対応するものとしております。

長池委員

詳細はまた直接いろいろ聞かせていただきたいと思いますのですが、簡潔にいきますとこの事業は期間限定でしたが、今後どうされるのか、いわゆるその夏休み明けというのが多いというデータはありますが、一方では過去のデータを照らし合わせると1年365日、児童が自殺しなかった日はないと言われております。冬であろうと春であろうとお正月であろうとクリスマスの日であろうとないんですよ。必ず毎日という感じでね、過去のデータですよ。ですので、やっぱりきちんとそういった体制を考えるべきだと思っておりますがどのような形になりますでしょうか。

安西いじめ問題等対策室長

365日、子供たちの自殺があるという現状がございます。今回、SNS相談については2か月限定という形でやらせていただきました。これは10月19日まで継続して行います。まずは後、残った期間をしっかりと相談事業を行うため、先週も学校を通してプリントを配布し、最後の広報を行ったところでございます。また、特に気になる生徒についてもスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力も得て進めてもらうよう依頼をしております。

今後につきましてですが、今年は2か月間ということでございましたが、事業の結果を踏まえまして、しっかり検証を行い、有識者、警察関係、学校関係等の方に集まっただき、連絡協議会を開催して様々な御意見を頂いた上で国の動向も注視しながら次年度以降どのような方法で行えるかは検討していきたいと考えております。

長池委員

是非、本会議の一般質問でも言いましたけども、結局、今、子供と大人が接する機会が減ってきている。つまり子供が発信するSOSというのをしっかり受け取れていない社会にもなっていると。本来なら学校であったり、家庭であったり、地域であったりというんですが、どこかが崩れ、学校がだめだとか言うのではないですよ、そう言うんじゃなくてそれを発見するタイミングと言うんですかね、前は子供会であったり、地域のお祭りであったり、子供が一杯いる中で大人が見て、いつもおるやつがおらんなあということで発見できたりいろいろしていたと思うんですが、今の社会はどうもそれが不足していて、ややもすると家庭の中で虐待があったり、逃げ場がなかったりする子供がいるんだろうなと思います。そういった中で、こういった新しい、子供のSOSの発信ができる方法とか、また、新しい居場所作りをやったりするのは私は非常に大事なかなと思って、是非、2か月と

言わず、予算がないなら体制をちょっと縮小してでも、そういった窓口があって、発信したこの211件、発信した子がまた冬とか春とかに相談したいというふうな時にもうやめているとなると、夏休み明けに相談したからもう1回してみようと思っただけなのではないかというのでは、逆に見放された気がするんじゃないかなと思ひましてね、いろんな行政の事業というのはお試しというのがありますが、こればかりは、これだけの相談があったんですから、お試しではまずいんじゃないかなという気がしておるんです。

だからこのLINEで、このサイトはもう削除されましたみたいなのが出るじゃないですか。検索した時にあんなのが出たらどうなんだろうなと思ひましてね。10月19日までもうあと2週間しかありませんけれど、何かうまく再度アクセスしてくれた子を誘導できるようなものをちょっとでも残しておかないと、ブツッと切ってしまうとですね、逆に死にたくなるのと違うかなと思ひますので要望しておきます。御検討していただきたいと思ひます。

それと1点、文部科学省も随分その事象について前からいろいろな形で対策、通達を出しておるんですが、昨年出した文部科学省の児童生徒の自殺予防に関する取組についてということで出された中では、学校内の早期発見であったり、家庭内、保護者に対して協力を仰ぐ、また家庭の情報を得るということ、更には地域とか関係団体に協力を得る、それが1, 2, 3と来て四つ目にネットパトロールをなささいと言う通達が去年出ていたように思うんですが、教育委員会ではまだネットパトロールというのをやられているのかどうかだけちょっと教えてください。

安西いじめ問題等対策室長

ネットパトロールについては、県教育委員会では行っておりません。知事部局の保健福祉政策課で一部行っているということを知っています。

佐藤保健福祉政策課長

長池委員からネットパトロールについての御質問でございます。知事部局におきまして、ネットパトロール事業ということでパソコンですとか、あるいは携帯電話での誹謗中傷、それから自殺に関連する書き込み内容が散見されるということがございますので、そうしたネット上の監視業務を委託させていただいて、監視してその上で警察等と状況の確認をさせていただいているところでございます。

長池委員

そのネットパトロールで、ここ最近と言いますか、この夏休み前後でこれはまずいぞといった案件があったのかどうか。それともう一つ、実際に自殺した案件があったのかどうか、今年この夏に限ってで構いません。どこの部局に聞いていいかわからないので皆さんに問いますけども、そういうネットパトロールでこれはまずいということで対処した事例があるのかどうか。あと実際に児童生徒が亡くなられた、自殺したという案件があるのかどうかを御報告いただきたいと思ひます。

佐藤保健福祉政策課長

ネットパトロールを行った上で、今年の夏にそういった自殺につながったようなケースが実際にあったのかどうかというような御質問でございます。ネットパトロールにつきましては先ほども申し上げましたように、不適切な表現が投稿されてるというような状況をまず発見するというものでございます。その情報を元に、サイトの管理者に対して連絡をさせていただいて削除するとか書き込みを適切なものに変えていただくような取組をしているというようなものでございます。

御質問の、夏休みに実際にネットパトロールを行って、またそういうような自殺の防止あるいは自殺につながったケースはあるかということにつきましては、大変申し訳ございません、そのパトロールの事業の中では把握できていない状況でございます。

長池委員

児童の自殺はなかったんですか。警察のほうは把握してない。

樫山生活安全部長

この夏休み中の自殺についてはございませんでしたけれども、本年に限って言えば、1名の未成年の方が亡くなっております。

長池委員

もうここでどこの誰とか何年生とかは聞きません。また後で教えてください。

最後まとめますが、多分そういう大人の見守りの部分、さっきも言いましたけど、その部分だと思うんですが、子供にとって今の我々大人が生きている社会が、希望があるとか意義がある社会に見えないと生きようと思わないと思うんですね。多分、皆さんも近くに子供がいると思いますけれども、自問自答して自分の姿が果たして子供にとって生きようという姿になっておるかとかというのは、これはどこの部署とか関係なく大人の責務とか正しく次世代人材育成の根本であると思います。対症療法とかね、その部分はもういろいろ施策はあると思うんですが本当の根本的な問題というのは、今の社会を子供たちに残せるかどうか、子供たちが、何か死にたいなと思った時に、でも大人にならないといけないなと思ってもらえる社会かどうかということだと思いますので、私も子供が2人おりまして、この夏休み明け、非常に心配しておりまして、様子をずっと伺っていたのですが、元気に学校に行っております。子供たちが本当に学校に行ってくれるだけで有り難いなという、何かそんな世の中になってしまっておるというのも現状でございますので、この問題、しっかりと私も身につまされた思いで取り組んでいきたいと思っておりますので、是非皆さんも御理解いただけたらと思います。

原井委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

これをもって、次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会を閉会いたします。(12時6分)